

地区への彫刻設置について(受付日：令和6年4月25日)

Q 黒石地区に彫刻を設置してほしい。

A 各地区への彫刻設置につきましては、地区の総意のもと自治会連合会長やコミュニティ運営協議会長から要望書が提出され、文化振興課において設置可能な彫刻とのマッチングを行っています。

黒石地区は、令和5年12月に黒石地区コミュニティ運営協議会長から要望書の提出があり、調査・検討を行った結果、令和6年度中に黒石公園へ彫刻を設置する予定となっています。

彫刻が設置されましたら、ウォーキングラリーなどの地域行事に活用していただくとともに、地域住民の皆様による清掃作業などの維持管理も実施していただきたいと考えています。

観光スポーツ文化部 文化振興課